

畜産会 経営情報

公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2デューアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlia@jlia.jp

令和2年5月20日 | No.366

主な記事

1 畜産学習室

酪農経営の早期改善に向けて

—経営分析のポイントと経営評価— (1)

ひろしま畜産コンサルタントオフィス 菊川 洋一

3 行政の窓

家畜遺伝資源関連2法について

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

2 中央畜産会からのお知らせ

令和2年度畜産特別資金融通事業の実施について (その1)

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

畜産学習室

酪農経営の早期改善に向けて —経営分析のポイントと経営評価— (1)

ひろしま畜産コンサルタントオフィス 菊川 洋一

はじめに

酪農経営に限らず畜産経営においては正確な記録、記帳に基づいた自身の経営の管理が求められています。

経営管理とは、一つは青色申告(税務申告)であり、もう一つは経営コンサルティング(経営分析、以下経営コンサル)です。

青色申告の目的は、正確な所得計算に基づき、適正に税務申告を行い納税するという事です。農家自身が、例えば肉用牛売却所得の免税制度など税に関する諸制度を十分に理解し、それらの制度を活用し課税の対象となる所得を減らし節税を図るということです

が、経営コンサルは、所得を得る元である飼養家畜の動態をつかみ、現状の課題を把握しその具体的な改善策を検討するために技術や経営内容を分析し、将来の所得向上対策の具体策を示し、その実行をサポートしていくことが最も大きな目的です。

このように、一口に経営管理といってもその目的は、例えば青色申告ではいかに課税所得を減らせるか、経営コンサルではいかに所得を増やせるか、ということになります。

わが国の酪農は規模拡大も進み、また、ジェラートやチーズなど乳製品の生産・販売など経営の多角化を図る経営も増える中、地域の酪農経営からのさまざまな支援のニーズに対

しその目的に応じた経営サポートが求められています。

そこで、経営コンサルから見た酪農経営への支援の手法について、まだ経験の浅い担当者の方々を対象に、そのポイントを説明します。

酪農経営の特性

酪農経営は「飼料のエネルギーをいかに効率よく牛乳に変えていくか」に集約されます。

酪農経営の形態は、大きくは濃厚飼料多給乳量追求型の「流通飼料依存型」と自給粗飼料確保生産コスト追求型の「自給粗飼料給与型」の2つのタイプに分けられます。

濃厚飼料多給乳量追求型は、濃厚飼料を多給して個体乳量を高め、投下費用（飼料費）を牛乳売上高（乳量）で回収し、利益を確保しようとするタイプです。

自給粗飼料確保生産コスト追求型は、自給粗飼料の生産を重視し可能な限り飼料の購入

（表1）生乳100kg当たり生産費

（単位：円）

地域	飼料費		生産費 (全算入)
	流通飼料費	牧草・放牧 採草費	
北海道	2,585	1,017	7,485
都府県	4,414	412	8,806

（農林水産省農業統計調査 平成30年度牛乳生産費）

（表2）経営コンサルの目的

タイプ	主な支援内容
人間ドック型	・毎年定期的に継続 ・前年実績や標準値、優良事例等他事例との成績比較
負債対策支援型	・資金繰り対応 ・融資機関との連携、協調支援
規模拡大支援型	・運転資金対応 ・安全性 ・計画と実績比較対比 ・見直し計画作成
技術改善支援型	・技術的課題の抽出と改善策の優先順位 ・進捗管理

を控え、飼料費コストを抑えることにより利益を確保しようとするタイプです。

濃厚飼料多給乳量追求型の経営は都府県など比較的乳価の高い地域において、また自給粗飼料確保生産コスト追求型は北海道など飼料生産基盤に恵まれている地域に適しています。

表1に示すように、北海道の酪農と都府県の酪農とでは経営内容に大きな違いが示されています。

また、それぞれの地域においても、例えば後継牛は自家育成牛を主体とする経営、外部からの導入が主体の経営、粗飼料の生産を地域の集落営農法人との連携で行う経営などさまざまな形態で経営が営まれていることが酪農経営の特徴です。

経営判断に必要な数値の把握

なぜ経営分析を行うのか、それは表2のように経営分析を行う目的によります。「経営の実績値はどうか?」、「成績が前月や前年と比較しどのように変化しているか?」、「全国や県、地域、グループの平均値に対しどうか?」、「設定した計画値、目標値に対してどうか?」さらに今後の経営はどう動くのか?、などについて客観的な数値に

基づき検討を行うことが経営分析です。

それでは、経営判断に必要な数値について説明します。

1. 乳用牛飼養頭数

(1) 経産牛飼養頭数

一般的には経産牛の頭数が経営の規模を表します。まず経産牛の年間平均飼養頭数を把握します。

経産牛年間平均飼養頭数は、牛群検定加入酪農経営では、(一社)家畜改良事業団の繁殖台帳Webシステムから1年間の平均頭数が計算できます。

牛群検定に未加入の酪農経営については、各月末頭数の平均で計算するか、あっさり期首(1月1日)と期末(12月31日)の在籍頭数の平均としても全く問題はありません。

平均経産牛頭数を把握することから経営分析がスタートします。

- ・ 経産牛1頭当たり年間産乳量
- ・ 経産牛1頭当たり購入飼料費
- ・ 経産牛1頭当たり借入金残高 等々

(2) 育成牛飼養頭数

酪農経営はその規模を維持していくために後継牛としての育成牛が必要です。

乳牛は約2歳(年)で経産牛となりますので、経産牛と育成牛のバランスを見る場合、育成牛の月齢構成にもよりますが、年間更新予定頭数の2倍の頭数の育成牛を飼養していると、概ね自家育成牛だけで更新が可能です。逆に言うと、期首に飼養している育成牛のうち1/2が当年(今年)に、残り1/2が来年に経産牛になる目安になります(図1)。

具体的には、経産牛100頭の規模で更新率が25%の場合、年間25頭が更新されますので、1月1日(期首)の時点で前々年(一昨年)生まれの育成牛25頭が確保できていると、これらの育成牛は出生後2年目の当年(今年)には経産牛となるので、100%自家育成での更新が可能になります。さらに規模に大きな変動がなければ、翌年も同じ頭数が更新されますので25頭が必要です。更新のためには期首の時点で50頭(当年+翌年分の更新予定頭数)の育成牛が必要です。

乳牛の更新と後継牛の確保はセットですの

(図1) 育成牛の経産牛繰り上げのタイミング

平成30年 (前々年)		令和元年(平成31年) (前年)		令和2年 (当年)		令和3年 (翌年)	
1月	12月	1月	12月	1月	12月	1月	12月
△-----		-----×-----		-----○-----			
出生		種付け (14~17カ月齢)		初産分娩 (24~27カ月齢)			
		△-----		-----×-----		-----○-----	

で、まず経産牛と育成牛の頭数をチェックし、そのバランスをみて下さい。

更新頭数を自家育成牛で補えない場合は、その不足する頭数を外部から導入することになります。

必要な導入頭数＝年間更新頭数－期首育成牛頭数×1/2（2年前生まれの育成牛）

後継牛を外部から導入する場合、導入が廃用・淘汰の後追いになってしまうと、搾乳牛頭数が減り出荷乳量も減少してからの導入となってしまう、売上高が落ち込み資金繰りに影響を及ぼすことがありますので注意が必要です。

【計画的な更新のために必要な事項】

- ・年間の更新予定頭数（事故廃用も含む）
- ・必要な外部からの導入頭数
- ・外部導入の時期と導入先
- ・導入費の資金繰り（自己資金なのか、借入か、リース対応か）

酪農経営にとってデータに基づき計画的に乳牛の更新を行い、牛乳生産の稼働を一定に保ちこれを低下させないこと、つまり働いてくれる乳牛を常に安定して確保できていることがその経営の評価につながります。

2. 売上高

酪農経営での売上高は、主産物である牛乳売上高と副産物である子牛売上高、育成牛売上高、廃牛売上高、堆肥売上高等から構成されます。なお、受取共済金、受取補助金、受取補てん金、奨励金等は事業外収益に分類され、売上高には計上されません。

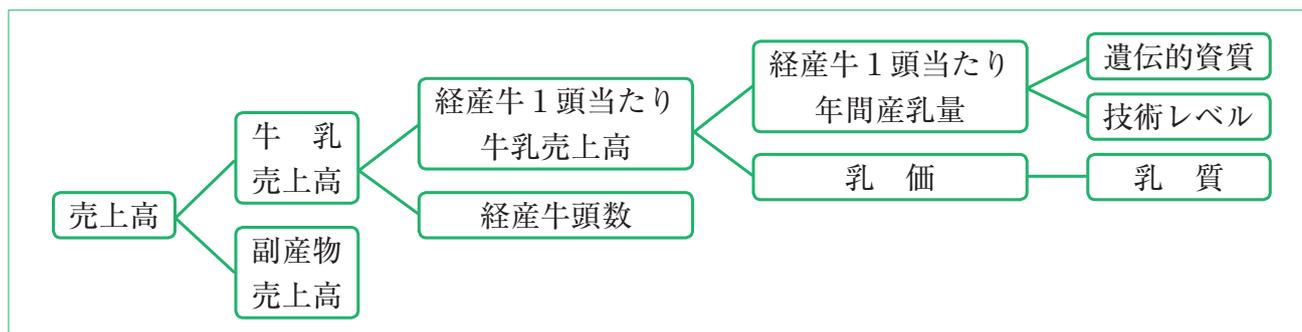
図2のように年間の売上高を増加させるには、主産物である牛乳売上高を高める必要があります。そのためには乳牛1頭当たりの売上高を増やすか、または経営規模を拡大するか、あるいはその両者の拡大を図ることになります。

個体の売上高を増やすには、個体の乳量の増加と乳価（販売単価）のアップを図らなければなりません。

乳価は乳脂肪率、無脂乳固形分率、細菌数などの乳質のランクにより加算や減算がなされ、また体細胞数により乳質ペナルティが課せられる場合もあります。

特に体細胞数が増加すると乳量の低下、乳価の減額、廃棄乳の増加による売上高の減少、乳質ペナルティによる費用の増加等が見られ、また体細胞数の高い生乳から生産された

（図2）売上高の要因構成



牛乳は本来の風味が失われるといわれており、日々、酪農家を悩ませています。

売上高を増加させるには、可能な限り牛舎内環境をコントロールし、乳牛にとって優しい環境の中で、持っている泌乳能力をフルに発揮させるとともに、良質乳を生産する管理が今の酪農経営に求められています。

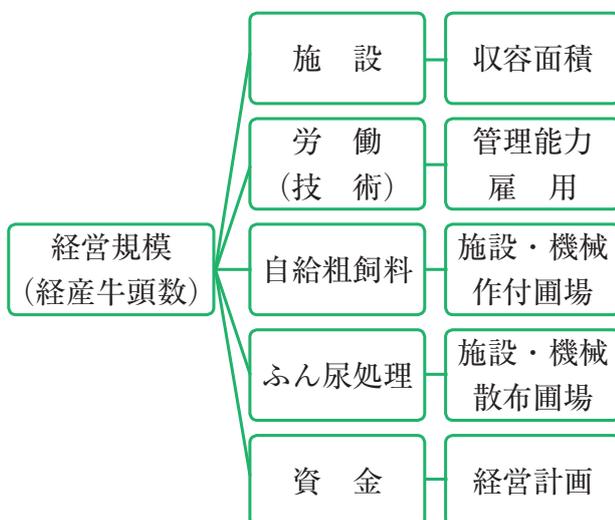
また、副産物売上高も全体の売上高に占める割合は大きく、副産物収入により経営を維持している場合もあります。特に初生子牛の売上高は乳雄、交雑種、和牛など品種や性別により販売単価に大きな差が見られますので、交配方法により副産物売上高が変動します。

まず性判別精液などを活用し必要な後継牛を確保したうえで、和牛の交配、受精卵移植などで付加価値を高めます。

一方、飼養規模そのものを拡大すると売上高も増加します。

経営規模は図3のようにさまざまな要因に

(図3) 経営規模を規制する要因



より頭数が規制されますので、安易に規模拡大を行うことなく、周到的な経営計画が必要です。

【適正な規模とは？（スケールデメリットのリスク）】

一般的には規模の拡大とともにスケールメリットが見られ、最もこれが表れやすい経費は労働費です。規模を拡大していくにつれ生産費に占める労働費の割合は減少していきませんが、逆に、酪農経営や肉用牛繁殖経営の場合、特に購入飼料費においてはスケールデメリット（規模拡大時のリスク）が発生してしまう場合があります。

規模が拡大されると、当然、増頭分に応じた粗飼料の確保が必要ですので、自給粗飼料が確保できない場合は、必要な粗飼料を外部から購入することになります。

年間の購入粗飼料費を確認し、規模拡大により経産牛1頭当たりの購入粗飼料費が増えていくようであれば、利益も圧縮されてしまいます。

規模拡大を計画する場合、このようなスケールデメリットが生じないように、労働力、技術、土地基盤、所有機械、ふん尿の処理能力などに合致した無理のない規模をアドバイスします。

それぞれの経営には、最も高い収益を得られる規模階層があります。

—つづく—

(筆者：ひろしま畜産コンサルタントオフィス 畜産経営コンサルタント)

中央畜産会からのお知らせ

令和2年度畜産特別資金融通事業の 実施について(その1)

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

1. はじめに

現行の畜産特別資金融通事業は、従来の事業を引継ぎ、負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金（以下「畜特資金」という。）を融通するとともに、経営改善指導および債務保証に対する支援を行う事業として、平成30年度から措置されています。

令和元年度に実施した畜特資金に係るブロック会議や現地調査等において制度上の課題が確認されました。

このため、令和2年度から運用の見直しを行うこととし、令和2年4月1日付けで、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（以下「要綱」という。）が改正・施行されましたので、見直しの概要等について紹介します。

なお、紙面の都合上、具体的な改正内容については、今月号と来月号に分けて紹介します。

2. 見直しの概要

(1) 見直しの基本的な考え方

畜特資金の借入者がリピーター（一度借

り入れた者が再び借入者になること）にならないよう、経営を改善し自律的に経営管理ができるようになるためには、足元の収支管理が必要であり、また、経営指導する融資機関等にとっても借入者の経営状況・財務状況の正確な把握が必要であるとの考えの下で見直しが行われています。

(2) 主な見直し内容

- ① 借入希望者の要件として、借入後に収支管理（会計ソフト等による記帳、財務諸表または同等の書類の作成、当該書類による自らの財務状況の把握）の実施を求めるとともに、
- ② 融資機関の要件として、借入者に対する収支管理の指導の実施状況を指導記録簿に記録することを求めることになりました。
- ③ また、借入者または融資機関が上記の要件を満たしていないことが確認された場合、都道府県知事等は、借入者の経営改善計画または融資機関支援計画の承認を取り消すことができるようにするとともに、融資機関が当該要件を満たしてい

ると確認できない場合には、畜産特別支援資金保証円滑化事業において、中央畜産会が代位弁済等承認申請を承認しないよう改正されました。

3. 具体的な改正内容

(1) 借入時の手続き

ア 経営改善計画の別紙（要綱別添1の別紙様式第1号-1～4の別紙関係）

借入希望者は、経営改善計画を作成し融資機関を経由して都道府県知事等に提出して承認を受けることとなっていますが、経営改善計画の別紙として、借入希望者本人が借入希望者の要件を理解したか、経営改善計画の内容について同居家族（経営に関与しない者は除く。）に説明を行い、理解を得ているか、また、経営改善計画の達成が困難となったと認められる場合等には、経営改善計画の承認が取り消される可能性があることを理解しているかを確認しチェックを入れる様式が追加されました。

【解説等】

経営改善指導の効果を高めるためには、指導を受ける側である借入者の本事業への理解や経営改善に対する取組姿勢の改善、また、家族の理解・協力も必要であると考えています。こうしたことから、借入者自らが本様式の記載事項を読み、チェックを入れることで、借入者の意識向上につながることを期待し、本様

式を追加しました。

なお、融資機関においては、借入者本人が当該様式にチェックを入れるに当たって、借入者がチェック項目を理解できるように、当該事業や資金制度の趣旨・内容を丁寧に説明するなど、支援していただくようお願いいたします。このことは、融資機関が借入者への指導の第一歩になりますので、必ず実施し、指導記録簿に記載してください。

イ 経営改善計画の添付書類（要綱別添1の第2の2の（5）関係）

借入希望者が作成し提出する経営改善計画に、財務諸表など直近の財務状況が把握できる書類を添付することが規定されました。

【解説等】

経営改善計画に添付することとなった、財務諸表など直近の財務状況が把握できる書類とは、

- ① 法人経営は、直近の財務諸表を、
- ② 個人経営は、例えば、青色申告を行っている場合、青色申告決算書の写しでも構いません。また、財務諸表を作成していない場合、財務諸表に代わる書類として、税務申告書、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費明細帳、固定資産台帳など財務状況が正確に把握できる書類を添付してください。

なお、資金を借り入れた後は、毎年度、融資機関に対して基本的には財務諸表等

の提出が必要となります。

(2) 畜特資金を借り入れた者が行うこと

借入希望者の要件（要綱別添1の第2の2の(3)または(4)関係）

畜特資金を借り入れた後、償還が終了するまでの間、原則として、当該資金を借り入れた者が、自ら大家畜（養豚）経営部門および経営全体について収支管理を行い、経営改善計画を確実に実施すること。また、償還が終了するまでの間、毎年、融資機関に最新の財務諸表等を提出するとともに、自らも当該財務諸表等を保管することが規定されました。

収支管理とは、会計ソフト等による記帳、財務諸表（損益計算書および貸借対照表をいう。以下同じ。）またはそれと同等の書類（以下「財務諸表等」という。）の作成および当該財務諸表等の確認による自らの財務状況の把握をいいます。

【解説等】

収支管理は、借入者自身が行う必要があります。会計ソフト等による記帳や財務諸表の作成を税理士に委託したり、借入者の家族が担当する場合もあると考えられますが、その場合でも借入者は税理士等から財務諸表の内容について説明を受け、自分の経営の財務状況を把握・理解する必要があります。

(3) 融資機関が借受者に対して行うこと

融資機関の要件（要綱別添1の第2の2

の(8)関係）

融資機関は、借入者による収支管理の実施状況を確認するとともに、償還が終了するまでの間、毎年、財務諸表等の提出を受けること。また、収支管理が実施されない場合にあっては、見直し期間の終了までに確実に実施されるよう、借入者に対して指導を実施することが規定されました。

さらに、借入者による収支管理の実施状況の確認状況や借入者に対する収支管理の指導状況について記録した指導記録簿を整備し、償還が終了するまでの間、借受者から提出を受けた財務諸表等とともに保管することが規定されました。

【解説等】

融資機関は、借入者による会計ソフト等を用いた記帳や財務諸表の作成、作成した財務諸表による財務状況の把握が実行されているかを巡回指導等の際に確認し、実施されていない場合は、見直し期間が終了するまでに実施されるよう、指導を行うものとします。

また、融資機関は、借入者による収支管理の実施状況の確認結果や自らの収支管理指導の実施状況について、指導記録簿に記録を残し、当該指導記録簿は借入者から提出された財務諸表またはそれと同等の書類とともに、本資金の償還が終了するまで保管してください。

なお、融資機関が作成する指導記録簿は任意の様式（現時点で融資機関が使用している様式等）で構いません。ただし、指導

記録簿を作成するに当たっては、融資機関支援計画の「指導・支援対策の具体的な内容」の項目（生産技術、収支管理等）に沿って、どのような指導・支援を実施したかを具体的に記載するようにしてください。

(4) 経営改善計画の見直し等（要綱別添1の第2の2の(11)関係）

畜特資金は、借入者が経営改善計画を作成し、一定期間、継続的にその計画を見直すことが特徴となっています。

従来、見直し期間は経営改善計画作成年度から5年（都道府県知事が必要と認めた場合には10年以内）にわたり、毎年度経営改善計画を見直すものとされていましたが、今般、その見直し期間を経営改善計画の作成年度の翌年から据置期間終了後5年が経過する年までに改正されました。

また、その見直し期間は、経営改善計画の達成状況を踏まえ、1年から償還期限終了までの間で変更できるものとされ、見直し期間の終了に当たっては、次に掲げる事項その他都道府県知事等が設けた審査基準に合致することとして、都道府県知事等が承認するものとされました。

- ① 借入者の収支管理の実施が確認されていること
- ② すべての農業負債の約定償還ができていることまたは約定償還が確実に見込めること

【解説等】

経営改善計画の見直し期間について

は、これまで一律に貸付後5年間としてきましたが、「据置期間が5年であった場合に元本の償還状況が確認できない」との指摘や畜特資金を経営が悪化する手前の早めの対応として活用しやすくするため、「経営が良好な借入者（償還状況等に問題のない借入者）については、見直し期間を早期に終了してもよいのではないか」との意見も聞かれたことから、基本的には償還状況を5年間確認することとし、経営状況に応じて短縮も延長もできるよう改正しました。

都道府県知事等は、借入者による収支管理の実施状況について、経営改善計画の見直し審査の際のヒアリングや都道府県支援協議会による巡回指導、融資機関の指導記録簿により、以下の点を確認の上、見直し期間の終了を認めた根拠として確認結果を残しておいていただくようお願いいたします。

- ・借入者が財務諸表（またはそれと同等の書類）を融資機関に提出しているかどうか
- ・借入者が財務諸表の内容を理解し、自らの財務状況の把握ができているか（自分で財務諸表を作成していない場合は、税理士等から財務諸表の内容について説明を受け、財務状況を把握しているか）

なお、融資機関においては、従来の考えと同様に経営改善計画の見直しに応じて毎年度融資機関支援計画を見直すもの

とします。また、見直し期間が短縮または延長された場合であっても同様です。

(5) 見直し期間終了後の経営改善計画の変更

(要綱別添1の第2の3の(1) 関係)

借入者が、見直し期間終了後であって、経営改善計画の内容を変更しようとする場合には、変更後の経営改善計画を融資機関を通じて都道府県知事等に提出し、承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更を行う場合は、この限りでないと規定されました。

なお、この規定は、貸付期間が終了した大家畜経営活性化資金等の借入者が、見直し期間終了後であって、経営改善計画の内容を変更する場合も同様に措置されました。

【解説等】

見直し期間終了後であって、経営改善計画の内容を変更しようとする場合には、都道府県知事の承認を受けることとなりましたが、軽微な変更はこの限りでないと規定されました。この場合の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外のものとされています。

- ① 経営形態、畜種または経営者の変更(家族間の事業承継および一戸法人への法人化を除く。)
- ② 償還期限または据置期間の変更
- ③ 目標年次までの計画達成が困難となる場合
- ④ ①～③以外の利子補給額の増額を伴う変更

いずれの場合も判断に迷った場合には、(公社)中央畜産会や(独)農畜産業振興機構に適宜ご相談ください。

(6) 貸付日(要綱別添1の第2の3の(2) 関係)

畜特資金の貸付けは、毎年度、原則として5月31日および11月30日と規定されていますが、令和2年度にあっては、7月31日が追加されました。

【解説等】

今般の見直しは、令和2年5月期の貸付から適用されます。融資機関や借入者が当該見直しに対応するための準備期間が必要な場合は、5月の貸付予定を後ろ倒しできるように、貸付日に7月31日を追加しました。

次号では、今月号で紹介した借入希望者や融資機関に新たに加わった要件を満たしていない場合の対応等(2. 見直しの概要の(2)の③関係)について紹介します。

ご不明な点がございましたら、(公社)中央畜産会資金・経営対策部までお問い合わせください。

(TEL: 03-6206-0833 E-mail: shikin@sec.lin.gr.jp)

(以上)

行政の窓

家畜遺伝資源関連2法について

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

はじめに

このたび、関係者の皆さまのご尽力を賜りまして、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」と「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が本年4月に国会で可決されました。

家畜遺伝資源は、家畜改良という創造的活動の成果であって知的財産としての価値を有し、その不正な流通・利用はわが国の家畜改良、畜産業の振興に重大な影響を及ぼしかねません。

平成30年6月の中国への和牛精液および受精卵の不正輸出未遂事案を契機に、知的財産としての価値の保護の社会的要請が高まったことを受け、自由民主党からの提言をいただき、また農林水産省においても「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、昨年7月に「中間とりまとめ」を整理しました。

自由民主党および農林水産省の検討会においては、

- ①精液や受精卵が家畜人工授精所以外で売買されている実態があること、
 - ②精液や受精卵の流通の記録や容器への表示が不十分であること、
 - ③和牛の知的財産的価値を保護する必要があること、
- などが指摘されました。

これらを踏まえ、今国会に2法案を提出し、

家畜遺伝資源の適正な生産・流通・利用の確保および知的財産としての価値の保護を図りました。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の内容

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の主要な改正点は次の通りです。

○「家畜改良の関係者の協力責務の明確化」として、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師等は、国および都道府県の施策に協力しなければならないものとししました。条文は「～しなければならない」となっていますが、違反に対する罰則はなく、協力するよう努力してほしいという趣旨の規定です。

○「家畜人工授精用精液等の保存場所に関する規律の明確化」として、家畜人工授精所等以外の場所で、家畜人工授精用精液または受精卵を保存してはならないことや、家畜人工授精所等において衛生的に保存されていること、またその他の農林水産省令で定める基準に適合しない家畜人工授精用精液等の譲渡等を禁止しました。今後精液や受精卵を扱う方は、自家利用等を除き、原則家畜人工授精所の開設許可を得る必要があります。

また、これに違反して家畜人工授精用精液等を譲渡した者に対し、農林水産大臣はその譲渡した家畜人工授精用精液等の回収および廃棄等を命ずることができます。なお、家畜

人工授精所以外の場所では譲渡等を目的とする精液や授精卵の保管はできないとの運用は現状でも行っており、この点について法文上明確化を図ったもので、新たな規制を課すものではありません。

今回の改正により、農家は自家利用目的以外の精液や受精卵を保管できなくなりますので、知り合いの農家さんに精液や受精卵の譲渡（無償も含みます）を行っている方は、都道府県に相談し、家畜人工授精所の開設許可を取るようによしてください。

○「特に適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等の規制」として、農林水産大臣は、高い経済的価値を有することやその他の事由により、特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等を特定家畜人工授精用精液等として指定することができるものとしました。なお、この規定により和牛を指定することを見込んでいます。

○その上で、精液等を封入する容器、すなわちストローに、当該特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称その他の農林水産省令で定める事項の表示をしなければならないものとしました。

○さらに、家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲受け、譲渡し、廃棄または亡失をしたときは、遅滞なく、譲受け、譲渡し、廃棄または亡失に関する事項を譲渡等記録簿に記載しなければならないとし、10年間保存しなければならない、としました。

○「行政庁の監督権限の強化等」として、特定家畜人工授精用精液等に係る規制違反に対する農林水産大臣の是正命令を措置するとと

もに、農林水産大臣は、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師、家畜の生産者その他の関係者から必要な事項の報告を求めることができるものとししました。

○家畜人工授精所の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、運営の状況を都道府県知事に報告することとしました。

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の内容

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律は、平成30年に不正競争防止法に盛り込まれた「限定提供データ」の保護の考え方を参考に、和牛遺伝資源を海外に流出させないという契約に反して輸出しようとした場合に、差止請求等を可能とすることで、未然に輸出を防ぐものです。

本法は、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止および不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって畜産業の発展に寄与することを目的として位置づけるとともに、家畜遺伝資源に係る不正な競争を定義し、こうした不正競争に対する差止請求、損害賠償などの民事上の措置や刑事罰などを定めるという構成となっています。

この法律における「家畜遺伝資源」とは、家畜改良増殖法の特定家畜人工授精用精液等（和牛を指定する見込み）とし、そのうち、家畜遺伝資源生産事業者が契約によりその使用する者の範囲またはその使用の目的に関する制限を明示しています。

「不正競争」については、**図1**のように、さまざまなパターンの行為を不正競争として定義しています。なお、家畜遺伝資源生産事

業者とは、特定家畜遺伝資源(=和牛の精液、受精卵となる見込み)を生産している家畜人工授精所などです。

○人を欺いて家畜遺伝資源を取得する、例えば輸出目的があるのにそれを隠して相手を騙して入手する場合(権原のない者B)

○不正の利益を得る目的で、または家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、契約により明示された使用する者の範囲または使用の目的に関する制限を超えて家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、または輸出する、例えば国内利用限定の契約に違反して輸出しようとするような行為(権原のある者D)

○こうした不正行為の介在を知って、または重大な過失により知らないで家畜遺伝資源を取得するような行為(転得者E)など

このような不正競争のうち、不正の利益を得る目的、または家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的という悪質性の高いものに

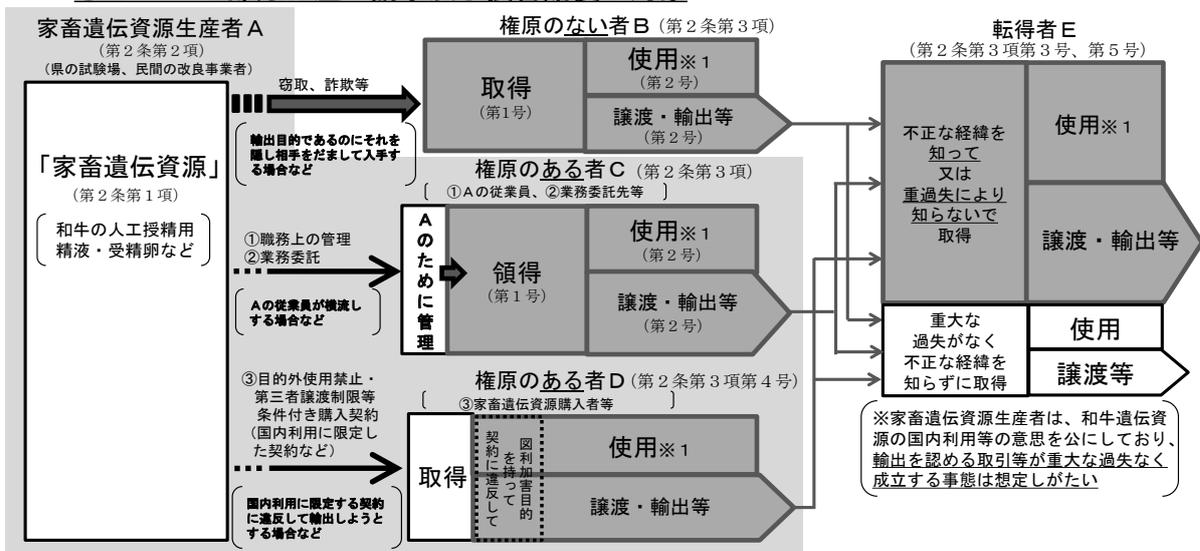
ついて、個人の場合、十年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科します。さらに、法人については、個人の行為者を罰するほか、その法人に対して3億円以下の罰金刑を科す、両罰規定が盛り込まれています。また、不正競争の結果生じた家畜や受精卵についても、その使用、譲渡、引渡し、輸出を不正競争と位置づけることとしています(図2)。

このような不正競争に対する救済措置として、「不正競争によって営業上の利益を侵害された家畜遺伝資源生産事業者は、その営業上の利益を侵害する者に対し、その侵害の停止等を請求することができるものとする」とともに、侵害の行為を組成した家畜等の廃棄その他の侵害の停止または予防に必要な行為を請求することができる」というように、差止請求権を設定しています。

(図1) 家畜遺伝資源に係る不正競争行為と救済措置等

和牛を始めとする優良な家畜の遺伝資源の知的財産としての価値の保護を強化し、不正な流通を防止するため、窃取・詐欺等による不正な取得や認められた権原の範囲外での利用等に対する差止請求(第3条)及び損害賠償(第4条)を措置。

◎ 部分が差止請求及び損害賠償の対象



さらに、不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずるものとするを明確にした上で、損害を受けた者がその損害全体を証明することは実際には難しいので、損害の額の推定や、原告となる家畜遺伝資源生産事業者の「不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟」における立証負担の軽減などの措置を図っています。

本法は、精液を生産・販売する家畜人工授精所が契約によりその使用範囲や方法を示した場合、契約を逸脱した使用については差し止め請求などを可能とし、不正な流通を制限しようというものです。本法によらずとも、契約の当事者間では、契約を逸脱した使用については、民法に基づく制限が可能ですが、本法では、その転売先等についても、精液を生産・販売した家畜人工授精所が直接差し止め請求などを行えることとなるため、裁判所

に仮処分を請求することにより速やかに不正な流通を止めることができるようになります。

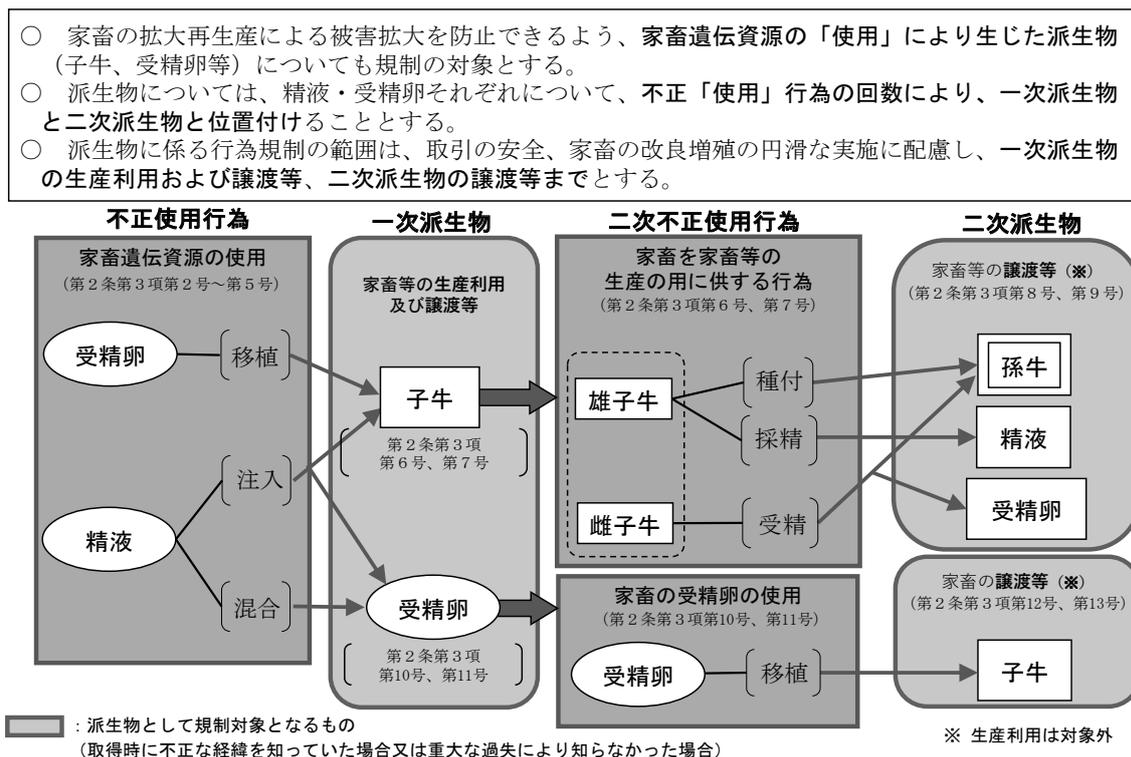
おわりに

今回の法整備を実効性のあるものとしていくためには、今後、酪農家におけるF1生産も含めて、日本国内の和牛遺伝資源の利用者の間で広く「契約」「約款」などの民民のルールが普及することが重要になっています。

手元の昭和40年刊行の「畜産発達史」によれば、和牛については、延喜年間（901～906）にはすでに諸制度が整い、乳肉生産、農耕、運搬に供されていたそうです。ご先祖様から脈々と受け継がれてきた「日本の宝」を守っていくためにも、畜産業界の皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願いします。

（筆者：農林水産省生産局畜産部畜産振興課 課長補佐 春名 竜也）

（図2）家畜遺伝資源の使用により生産された子牛等（派生物）の取扱い



(独)農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和2年1・2・3月分〕

(独)農畜産業振興機構は、令和2年1・2・3月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価（確定値）を表1および表2のとおり公表しました。

なお、令和2年1・2月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払の額については、下記の確定値により算出された交付金の額と概算払額との差額になります。

(表1) 肉専用種の交付金単価

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和2年1月 確定値(概算払)	令和2年2月 確定値(概算払)	令和2年3月 確定値		令和2年1月 確定値(概算払)	令和2年2月 確定値(概算払)	令和2年3月 確定値
北海道	46,497.6円 (42,497.6円)	89,523.0円 (85,523.0円)	217,865.7円	神奈川県	-	18,608.4円 (14,608.4円)	186,298.2円
青森県	20,801.7円 (16,801.7円)	70,982.1円 (66,982.1円)	174,930.3円	山梨県	138,966.3円 (134,966.3円)	51,354.9円 (47,354.9円)	136,832.4円
岩手県 (日本短角種を除く)	-	40,859.1円 (36,859.1円)	128,314.8円	長野県	-	33,446.7円 (29,446.7円)	166,396.5円
岩手県 (日本短角種)	2,641.5円 -	42,546.6円 (38,546.6円)	-	静岡県	13,245.3円 (9,245.3円)	106,051.5円 (102,051.5円)	179,915.4円
宮城県	-	-	157,370.4円	新潟県	-	609.3円 -	69,916.5円
秋田県	-	16,852.5円 (12,852.5円)	162,286.2円	富山県	-	-	82,742.4円
山形県	-	-	123,986.7円	石川県	-	-	78,838.2円
福島県	17,225.1円 (13,225.1円)	63,113.4円 (59,113.4円)	163,759.5円	福井県	-	23,616.0円 (19,616.0円)	83,424.6円
茨城県	1,253.7円 -	44,408.7円 (40,408.7円)	177,220.8円	岐阜県	-	-	81,964.8円
栃木県	-	26,901.9円 (22,901.9円)	173,024.1円	愛知県	20,048.4円 (16,048.4円)	15,085.8円 (11,085.8円)	53,379.9円
群馬県	-	10,863.0円 (6,863.0円)	177,118.2円	三重県	-	-	62,041.5円
埼玉県	-	17,595.9円 (13,595.9円)	161,340.3円	滋賀県	-	-	95,049.0円
千葉県	-	38,691.0円 (34,691.0円)	165,816.9円	京都府	-	-	101,436.3円
東京都	-	-	146,439.0円	大阪府	-	-	52,835.4円

(つづく)

(つづき)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和2年1月 確定値(概算払)	令和2年2月 確定値(概算払)	令和2年3月 確定値		令和2年1月 確定値(概算払)	令和2年2月 確定値(概算払)	令和2年3月 確定値
兵庫県	-	-	295,418.7円	愛媛県	-	54,806.4円 (50,806.4円)	157,947.3円
奈良県	-	-	64,082.7円	高知県	-	-	80,112.6円
和歌山県	-	-	75,480.3円	福岡県	69,165.0円 (65,165.0円)	112,215.6円 (108,215.6円)	185,584.5円
鳥取県	-	82,799.1円 (78,799.1円)	184,205.7円	佐賀県	26,561.7円 (22,561.7円)	29,513.7円 (25,513.7円)	177,045.3円
島根県	70,898.4円 (66,898.4円)	115,722.9円 (111,722.9円)	159,396.3円	長崎県	36,450.9円 (32,450.9円)	60,997.5円 (56,997.5円)	166,556.7円
岡山県	-	-	145,554.3円	熊本県	37,900.8円 (33,900.8円)	66,831.3円 (62,831.3円)	162,013.5円
広島県	50,628.6円 (46,628.6円)	44,247.6円 (40,247.6円)	176,935.5円	大分県	97,175.7円 (93,175.7円)	152,529.3円 (148,529.3円)	184,151.7円
山口県	49,827.6円 (45,827.6円)	95,868.0円 (91,868.0円)	172,965.6円	宮崎県	-	14,527.8円 (10,527.8円)	171,711.9円
徳島県	-	-	189,959.4円	鹿児島県	18,468.9円 (14,468.9円)	74,227.5円 (70,227.5円)	194,601.6円
香川県	-	-	187,566.3円	沖縄県	70,461.0円 (66,461.0円)	57,360.6円 (53,360.6円)	163,577.7円

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価

	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和2年1月確定値(概算払)	令和2年2月確定値(概算払)	令和2年3月確定値
交雑種	-	24,121.8円 (20,121.8円)	116,715.6円
乳用種	47,339.1円 (43,339.1円)	39,319.2円 (35,319.2円)	54,562.5円

※令和2年3月確定値から、算定方法の見直しを行いました。

2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和元年度第1～4四半期〕

(独)農畜産業振興機構は、平成31年4月から令和2年3月までの算出期間(令和元年度第1～4四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金について、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(1)の規定により算出した標準的販売価格及び同(2)の規定により算出した標準的生産費を表3の通り公表しました。

前者が後者を上回ったことから、同規定により交付はありません。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	平成31年4月から令和2年3月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	36,284円/頭(①)
肉豚1頭当たりの標準的生産費	33,926円/頭(②)
肉豚1頭当たりの交付金単価(参考)	- (①>②のため交付なし)